

業 務 番 号							
設計年度	令和7年度		道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線外 5 路線 三原市 城町一丁目外 仕 様 書				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要			起 工 理 由				
剪定・薬剤散布 一式 剪定・防除 N=426本 剪定・防除(寄植) A=2, 400m2 除草 A=4, 830m2 灌水(寄植) A=3, 910m2 植樹帯防草対策 A=24m2							

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市城町一丁目外 道路維持修繕業務委託（植栽）主要地方道尾道三原線外5路線 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・ その他関連規格類
- 3 各仕様書の「工事」は次から「業務」へ読替えるものとする。

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から

- 5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第4節 現場の管理

- 1 受注者は業務現場内において、現場代理人及び主任技術者に業務名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。
- 2 現場代理人は、専任で配置するものとする。
- 3 主任技術者の選任は必要とするが、建設業法第27条の2第3該当工事ではないため、専任及び兼務制限の対象とはならない。

（名札様式）

現場代理人	
氏 名	○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ 業務
写 真	印 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
◇ ◇ 建設株式会社 印	

- ・用紙の大きさは、名刺サイズ以上。
- ・印は所属会社の社印。
- ・写真のサイズは2cm×3cm程度。

第2章 材料

第1節 資材価格

次に示す材料について、実際に受注者（又は下請負人）とメーカー（又は問屋又は特約店等）との間で交わされた契約書又は見積書等の写しを監督員に提出すること。

材料名	規格
防除用薬液	オルトラン水和剤相当品

第2節 防草対策

三原市城町一丁目・二丁目にて実施する防草対策については、エコクリーンソイル相当品を見込んでいます。他の工法にて施工を実施する場合は、監督員と協議するものとする。

第3章 施工条件

第1節 安全対策

1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

植栽管理作業期間、交通誘導警備員を1（人／日）配置すること。

第2節 一般廃棄物

1 剪定枝等（木くず） （三原市が許可する処分施設）

当該工事（三原・本郷地区分）により発生する剪定枝等の木くず類は、「三原市が許可する処理施設」へ搬出する。

運搬距離 20.6キロメートル

受入費用 平日の受入れ費用

なお、委託発注後に明らかになったやむを得ない事情により、「三原市が許可する処理施設」への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

2 除草等の搬出

当該工事により発生する草は、次のとおり搬出することを見込んでいる。

搬出場所 三原市内の田畑及び受注者が管理するヤードで、次の条件を満たす場所。

- ・田畑にあっては、耕作者が刈草を堆肥化して使用することを条件として受入れを承諾しているもの。
- ・受注者が管理するヤードにあっては、刈草を一時保管あるいは堆肥化する間、目隠しフェンス等により良好に管理することができる場所。

運搬距離 7キロメートル

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

第3節 業務上の留意

1 施工

防除及び抜根除草については1回/業務、灌水については2回/業務を予定している。施工時期・対象箇所・回数は監督員と協議をして決定するものとする。
植樹帯内に花等を植えられている箇所がある場合については、地元との協議を行い業務を行うものとする。

2 除草後の廃棄物処理

広島県東部建設事務所三原支所の管理する道路で発生した一般廃棄物の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、いかなる場合でも野焼き又は、三原市の許可を受けた一般廃棄物処理施設以外での処理を行ってはならない。

3 数量の算出

樹木の配置状況が判るよう展開図を作成し、「市場単価」を用いて積算できるよう数量の計算及び取りまとめを行うこと。
その際、疑義が生じたときは監督員に確認し、指示に従うこと。

4 防除用薬液剤

本業務の防除用薬液剤はオルトラン水和剤を想定しているが、発生害虫等の状況により最適な薬剤に変更するので、事前に監督員と協議し使用薬剤を決定すること。

第4節 薬液散布

1 薬液散布

次の条件を見込んでいる。

設計条件

		単 位	通 常
			単位散布量
			ℓ
			(a)
高木	C=0.6m以上	本	20
	C=0.3~0.6m	本	10
	C=0.3m未満	本	5
中木	H=2.0m以上	本	1
	H=1.0~2.0m	本	0.5
低木	H=1.0m以下	m ²	0.5
寄植		m ²	0.5

樹木散布 原液：1000cc (水：1000ℓ当り)

寄植散布 原液：1000cc (水：1000ℓ当り)

材料

オルトラン水和剤相当品

第4章 設計金額

第1節 積算及び契約内容

1 植栽等台帳作成

植栽等台帳の作成は、普通作業員による1時間/枚程度の作業量を見込んでいる。
また、台帳は電子媒体も提出することとする。

第5章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

数量総括表

—道路維持修繕業務委託（植栽）主要地方道尾道三原線外5路線—

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路維持		式		1	レベル1
植栽維持工		式		1	レベル2
樹木・芝生管理工		式		1	レベル3
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周90cm以上120cm未満	本		51	レベル4
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周90cm以上120cm未満	本		5	レベル4
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周60cm以上90cm未満	本		169	レベル4
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周60cm以上90cm未満	本		10	レベル4
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周30cm以上60cm未満	本		38	レベル4
樹木剪定	高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定 幹周30cm以上60cm未満	本		15	レベル4
樹木剪定	低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形 樹高100cm以上200cm未満	本		30	レベル4
樹木剪定	低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形 樹高200cm以上300cm未満	本		52	レベル4
寄植剪定	寄植せん定 [規]1000m2以上 中木	m2		450	レベル4
樹木剪定	低木・中木せん定 [規]50本以上 球形 樹高100cm未満	本		56	レベル4
寄植剪定	寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	m2		850	レベル4
寄植剪定	寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	m2		1,100	レベル4
抜根除草	抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	m2		1,290	レベル4
抜根除草	抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	m2		3,540	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
灌水	【2回/業務】	m2		1,700	レベル4
灌水	【2回/業務】	m2		2,210	レベル4
防除	【スプレイザー相当品】 【オルトラン水和剤相当品】	式		1	レベル4
伐採木処分		式		1	レベル4
台帳作成		式		1	レベル4
防草対策工		式		1	レベル2
植樹帯防草対策工		式		1	レベル3
植樹帯防草対策		m2		24	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		式		1	レベル4
* * 直接工事費 * *					
共通仮設費率分					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					

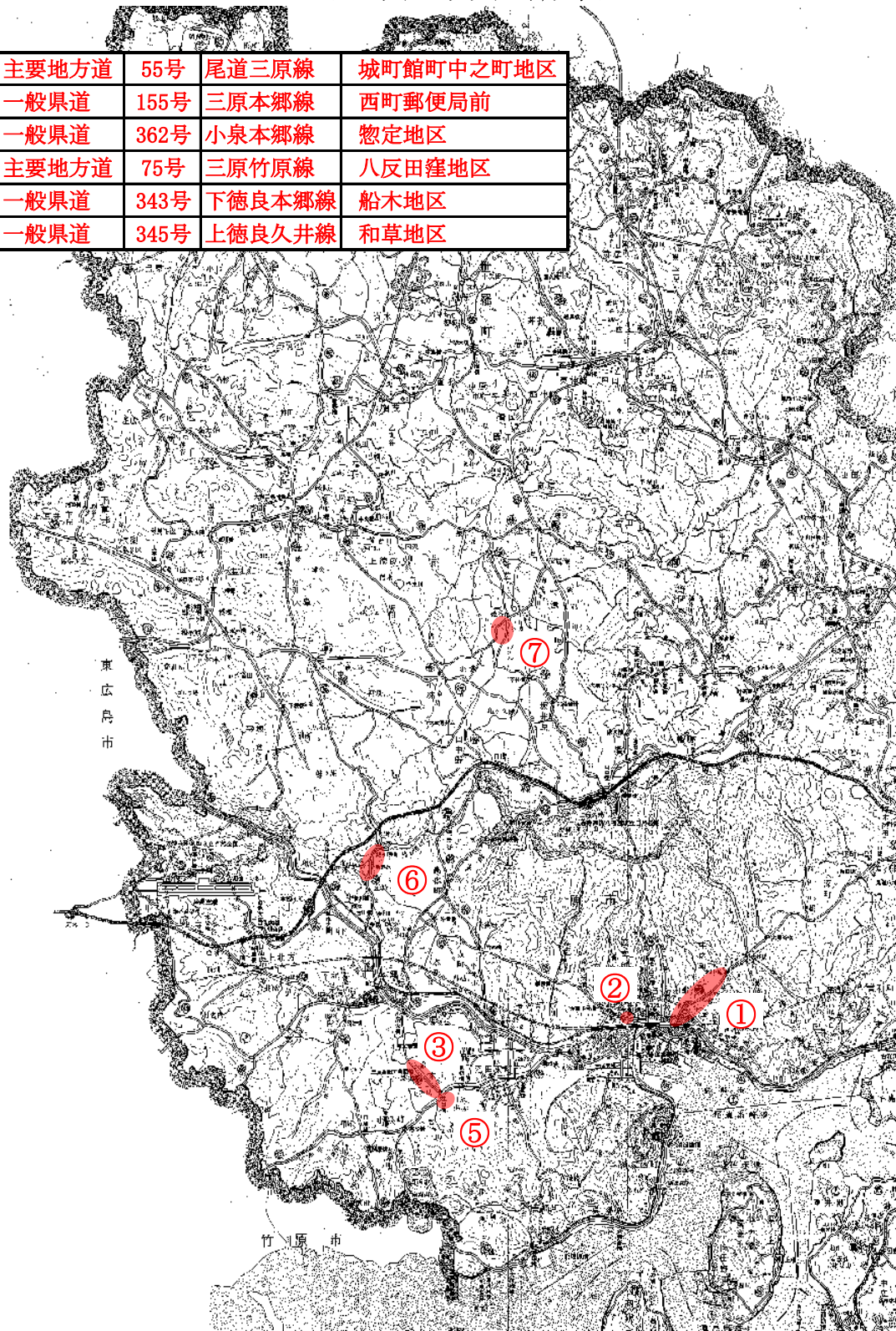
工事数量総括表

頁0 -0003

[illegible]

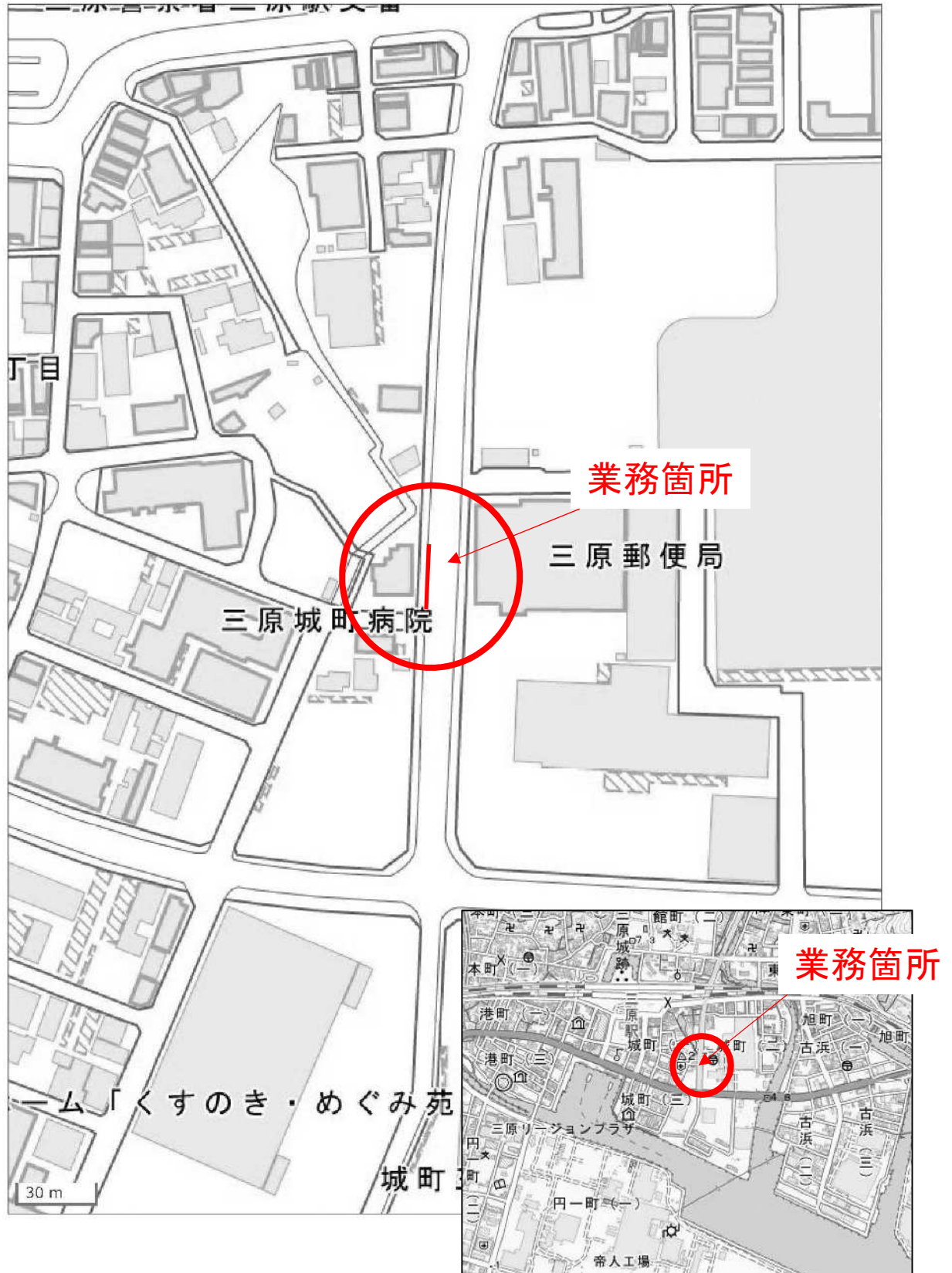
委託業務箇所図

①	主要地方道	55号	尾道三原線	城町館町中之町地区
②	一般県道	155号	三原本郷線	西町郵便局前
③	一般県道	362号	小泉本郷線	惣定地区
⑤	主要地方道	75号	三原竹原線	八反田窪地区
⑥	一般県道	343号	下徳良本郷線	船木地区
⑦	一般県道	345号	上徳良久井線	和草地区



位置図【防草対策】

(34.398491114332984, 133.08567390646826)



この図は、国土地理院地図を使用したものである。

参 考 資 料

—道路維持修繕業務委託（植栽）主要地方道尾道三原線外 5 路線—

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-07.04.01(0)		凡例 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	13 道路維持工事 02 市街地(DID補正) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持					Y1G01 レベル1
植栽維持工	1	式			Y1G0120 レベル2
樹木・芝生管理工	1	式			Y1G012001 レベル3
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	1	式			Y1G01200101 レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	51	本			SS000289 00 単第0 -0001 表
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	5	本			Y1G01200101 レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	5	本			SS000289 00 単第0 -0002 表
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周60cm以上90cm未満	169	本			Y1G01200101 レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周60cm以上90cm未満	169	本			SS000289 00 単第0 -0003 表
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周60cm以上90cm未満	10	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周60cm以上90cm未満	10	本			SS000289 00 単第0 -0004 表
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	38	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	38	本			SS000289 00 単第0 -0005 表
樹木剪定 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	15	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	15	本			SS000289 00 単第0 -0006 表
樹木剪定 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高100cm以上200cm未満	30	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高100cm以上200cm未満	30	本			SS000289 00 単第0 -0007 表

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
樹木剪定 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高200cm以上300cm未満	52	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高200cm以上300cm未満	52	本			SS000289 00 単第0 -0008 表
寄植剪定 寄植せん定 [規]1000m2以上 中木	450	m2			Y1G01200102レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 中木	450	m2			SS000289 00 単第0 -0009 表
樹木剪定 低木・中木せん定 [規]50本以上 球形_樹高100cm未満	56	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 球形_樹高100cm未満	56	本			SS000289 00 単第0 -0010 表
寄植剪定 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	850	m2			Y1G01200102レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	850	m2			SS000289 00 単第0 -0011 表
寄植剪定 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	1,100	m2			Y1G01200102レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	1,100	m2			SS000289 00 単第0 -0012 表
抜根除草 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	1,290	m2			Y1G01200104レベル4
道路植栽工(植樹管理 抜根除草) 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	1,290	m2			SS000053 00 単第0 -0013 表
抜根除草 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	3,540	m2			Y1G01200104レベル4
道路植栽工(植樹管理 抜根除草) 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	3,540	m2			SS000053 00 単第0 -0014 表
灌水 【2回/業務】	1,700	m2			Y1G01200109レベル4
道路植栽工(植樹管理 灌水) トラック使用 [規]1000m2以上	1,700	m2			SS000057 00 単第0 -0015 表
灌水 【2回/業務】	2,210	m2			Y1G01200109レベル4
道路植栽工(植樹管理 灌水) トラック使用 [規]1000m2以上	2,210	m2			SS000057 00 単第0 -0016 表

本工事費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
防除 【スプレイザー相当品】 【オルトラン水和剤相当品】	1	式			Y1G01200110レベル4
道路植栽工(植樹管理 防除) 高木_幹周60cm以上120cm未満 [規]50本以上	220	本			SS000059 00 単第0 -0017 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 高木_幹周60cm以上120cm未満 [規]50本以上	15	本			SS000059 00 単第0 -0018 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 高木_幹周60cm未満 [規]50本以上	38	本			SS000059 00 単第0 -0019 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 高木_幹周60cm未満 [規]50本以上	15	本			SS000059 00 単第0 -0020 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 中木_樹高100cm以上200cm未満 [規]50本以上	30	本			SS000059 00 単第0 -0021 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 中木_樹高200cm以上300cm未満 [規]50本以上	52	本			SS000059 00 単第0 -0022 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 寄植_中木 [規]1000m2以上	450	m2			SS000059 00 単第0 -0023 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 低木_樹高60cm未満 [規]50本以上	56	本			SS000059 00 単第0 -0024 表

本工事費 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 防除) 寄植_低木 [規]1000m2以上	850	m2			SS000059 00 単第0 -0025 表
道路植栽工(植樹管理 防除) 寄植_低木 [規]1000m2以上	1,100	m2			SS000059 00 単第0 -0026 表
農薬 スプレイザー相当品 500ml/本	3	本			F1001 00
農薬 オルトラン水和剤相当品 500g/袋	14	袋			F1002 00
伐採木処分	1	式			Y4999 レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
再資源化施設受入費 伐採木	80	m3			F3001 00
台帳作成	1	式			Y4999 レベル4
【植栽台帳作成費】 共通仮設費[対象外]，現場管理費[対象外] 一般管理費[対象外]					#0046

本工事費 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
植栽台帳作成					V1001 00
	17	枚			単第0 -0027 表
防草対策工					Y2999 レベル2
	1	式			
植樹帯防草対策工					Y3999 レベル3
	1	式			
植樹帯防草対策					Y4999 レベル4
	24	m2			
透水性土系舗装 t=4cm エコクリーンソイル相当品 材工共					F2001 00
	24	m2			
仮設工					Y1G0126 レベル2
	1	式			
交通管理工					Y1G012621 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1G01262101 レベル4
	25	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	25	人			

本工事費 内訳表

頁0 -0009

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
* * 直接工事費 * *					
#0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 共通仮設費計 * *					
* * 純工事費 * *					
現場管理費					
計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 工事原価 * *					
一般管理費率分					前払補正率...
計算情報..... 対象額..... 率.....					
一般管理費計					

本工事費 内訳表

頁0 -0010

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

道路植栽工(植樹管理 せん定)
高木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0001 表

本 当り

冬期せん定 幹周90cm以上120cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

道路植栽工(植樹管理 せん定)

SS000289

單第0 -0002 表

高木せん定 [規]50本以上

冬期せん定 幹周90cm以上120cm未満

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

道路植栽工(植樹管理 せん定)
高木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0003 表

本 当り

冬期せん定 幹周60cm以上90cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

道路植栽工(植樹管理 せん定)
高木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0004 表

本 当り

冬期せん定 幹周60cm以上90cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

道路植栽工(植樹管理 せん定)
高木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0005 表

本 当り

冬期せん定 幹周30cm以上60cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

道路植栽工(植樹管理 せん定)
高木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0006 表

本 当り

冬期せん定 幹周30cm以上60cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

道路植栽工(植樹管理 せん定)

SS000289

單第0 -0007 表

低木・中木せん定 [規]50本以上

円筒形 樹高100cm以上200cm未満

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

道路植栽工(植樹管理 せん定)

SS000289

單第0 -0008 表

低木・中木せん定 [規]50本以上

円筒形 樹高200cm以上300cm未満

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

道路植栽工(植樹管理 せん定)
寄植せん定 [規]1000m2以上

SS000289

單第0 -0009 表

m2 当り

中木

[illegible]

施工単価表

頁0 -0020

道路植栽工(植樹管理 せん定)
低木・中木せん定 [規]50本以上

SS000289

單第0 -0010 表

本 当り

低木・中木せん定 [規]50本以上 球形 樹高100cm未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

道路植栽工(植樹管理 せん定)
寄植せん定 [規]1000m2以上

SS000289

單第0 -0011 表

m2 当り

低木

[illegible]

施工単価表

頁0 -0022

道路植栽工(植樹管理 せん定)
寄植せん定 [規]1000m2以上

SS000289

單第0 -0012 表

m2 当り

低木

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

道路植栽工(植樹管理 抜根除草)

SS000053

單第0 -0013 表

拔根除草 植込み地

[規]1000m²以上

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0024

道路植栽工(植樹管理 抜根除草)

SS000053

單第0 -0014 表

拔根除草 植込み地

[規]1000m²以上

m2 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0025

道路植栽工(植樹管理 灌水)
トラック使用

SS000057

單第0 -0015 表

1 m2 当り

[規]1000m²以上

[illegible]

施工単価表

頁0 -0026

道路植栽工(植樹管理 灌水)
トラック使用

SS000057

單第0 -0016 表

m2 当り

[規] 1000m²以上

[illegible]

施工単価表

頁0 -0027

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

单第0 -0017 表

高木 幹周60cm以上120cm未滿

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0028

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0018 表

高木 幹周60cm以上120cm未滿

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0019 表

高木 幹周60cm未満

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0030

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0020 表

高木 幹周60cm未満

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0031

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0021 表

中木 樹高100cm以上200cm未滿

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0032

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0022 表

中木 樹高200cm以上300cm未滿

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0033

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0023 表

寄植 中木

[規]1000m²以上

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0034

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0024 表

低木 樹高60cm未満

[規]50本以上

本 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0035

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0025 表

寄植 低木

[規]1000m²以上

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0036

道路植栽工(植樹管理 防除)

SS000059

單第0 -0026 表

寄植 低木

[規]1000m²以上

m2 当り

[illegible]

施工単価表

植栽台帳作成

V1001

單第0 -0027 表

頁0 -0037

10

枚 当り

[illegible]

数量計算書

植栽管理項目 数量集計表

① 樹木剪定		
	規 格	本数
高 木	幹周90cm～120cm	56
	幹周60cm～90cm	179
	幹周30cm～60cm	53
中低木 円筒形	樹高100～200cm	30
	樹高200～300cm	52
低木 球形	樹高100cm未満	56

426

④ 防 除		
	規 格	本数
高 木	幹周60cm～120cm	235
	幹周60cm未満	53
中低木 円筒形	樹高100～200cm	30
	樹高200～300cm	52
低木 球形	樹高100cm未満	56

426

⑤ 施 肥		
	規 格	本数
高 木	幹周60cm～120cm	0
	幹周60cm未満	0
中低木 円筒形	樹高100～200cm	0
	樹高200～300cm	0
低木 球形	樹高60cm未満	0

0

② 寄植剪定		
	規 格	面 積(m ²)
低木	H=60cm未満	1,952.73
中木	H=200～300cm	447.60

2,400.33

③ 伐根除草	
	面 積(m ²)
伐根除草	4,831.15

④ 防 除		
	規 格	面 積(m ²)
低木	H=60cm未満	1,952.73
中木	H=200～300cm	447.60

⑤ 施 肥(今回、無)		
	規 格	面 積(m ²)
低木	H=60cm未満	0
中木	H=200～300cm	0

⑥ 灌水		
	規 格	面 積(m ²)
低木	H=60cm未満	3,905.46

灌水回数 2 回

灌水 1 回あたりの面積 1,952.73 m2

道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線

路線名	所在地	施 肥											
		高木		高木		中木（円筒形）		中木（円筒形）	中木（寄植）	低木（球形）	低木（寄植）		
		60cm～120cm未満		C=60cm未満		H=100～200cm		H=200～300cm	H=200～300cm	H=100cm未満	H=60cm未満		
		供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	
		本		本		本		本	m ²	本	m ²		
①主要地方道55号尾道三原線 （城町・館町・中之町地区）	三原市 城町・館町・中之町	220	7	38	13	0	28	21	0	6	849.60	402.66	
②一般県道155号三原本郷線 （西町郵便局前）	三原市 西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.14	
③一般県道362号小泉本郷線 （惣定地区）	三原市 沼田西町	0	0	0	0	0	0	9	447.60	0	0	8.37	
⑤主要地方道75号三原竹原線 （八反田窪地区）	三原市 小泉町	0	8	0	2	0	0	4	0	37	0	197.28	
⑥一般県道343号下徳良本郷線 （船木地区）	三原市 本郷町	0	0	0	0	0	2	18	0	13	0	318.07	
⑦一般県道345号上徳良久井線 （和草地区）	三原市 久井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174.61	
合計		220	15	38	15	0	30	52	447.60	56	849.60	1,103.13	

* 肥料は隔年毎で、今回は無

道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線

路線名	所在地	防除												灌水	
		高木		高木		中木（円筒形）		中木（円筒形）	中木（寄植）	低木（球形）	低木（寄植）		低木（寄植）		
		60cm～120cm未満		C=60cm未満		H=100～200cm		H=200～300cm	H=200～300cm	H=60cm未満	H=60cm未満		H=60cm未満		
		供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	
		本		本		本		本	m ²	本	m ²		m ²		
①主要地方道55号尾道三原線 （城町・館町・中之町地区）	三原市 城町・館町・中之町	220	7	38	13	0	28	21	0	6	849.60	402.66	849.60	402.66	
②一般県道155号三原本郷線 （西町郵便局前）	三原市 西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.14	0	2.14	
③一般県道362号小泉本郷線 （惣定地区）	三原市 沼田西町	0	0	0	0	0	0	9	447.60	0	0	8.37	0	8.37	
⑤主要地方道75号三原竹原線 （八反田窪地区）	三原市 小泉町	0	8	0	2	0	0	4	0	37	0	197.28	0	197.28	
⑥一般県道343号下徳良本郷線 （船木地区）	三原市 本郷町	0	0	0	0	0	2	18	0	13	0	318.07	0	318.07	
⑦一般県道345号上徳良久井線 （和草地区）	三原市 久井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174.61	0	174.61	
合計		220	15	38	15	0	30	52	447.60	56	849.60	1,103.13	849.60	1,103.13	
														1,699.20	2,206.26 灌水 2回

単位散布量(%)	20.00		10.00		0.50		1.00	0.50	0.50	0.50	
散布量(%)	4400	300.00	380.00	150	0	15.00	52.00	223.80	28.00	424.80	551.57
合計(%)	4700.00		530.00		15.00		52.00	223.80	28.00	976.37	

総数量(%)	6,525.17	6,525.17/1000/0.5=13.05	14袋	6,525.17×2/10=1,305.03	3本
--------	----------	-------------------------	-----	------------------------	----

※1000倍液 オルトラン水和剤 500g/袋

※10Lあたり2ml スプレイザー500ml/本

数量表

【県道尾道三原線】

[illegible]

植栽管理箇所表

管理 番号	県道名		地区名	箇所
1-1 ～ 1-11	主要地方道55号	尾道三原線	城町館町中之町地区	県立三原東高等学校付近 中之町保育所前交差点付近 三原BP中之町ランプ～神明大橋付近 県立三原東高等学校～県営住宅付近 県営住宅～市立中之町保育所付近 市立中之町保育所～市立第二中学校付近 市立第二中学校～県立三原東高等学校付近 東2番ガード(南)交差点～城町南交差点付近
2	一般県道155号	三原本郷線	西町郵便局前	西町郵便局付近
3	一般県道362号	小泉本郷線	惣定地区	生田橋南詰交差点～小原工業団地付近
5	主要地方道75号	三原竹原線	八反田窪地区	生田橋南詰交差点付近
6-1 6-2	一般県道342号	下徳良本郷線	船木地区	新五反田橋～平坂原田前バス停留所付近
7	一般県道345号	上徳良久井線	和草地区	三原市久井支所から西へ約1km付近